

●特にことわりのないものは発行日から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。

お知らせ

認可外保育施設の情報を提供します

埼玉県ごも家庭課では、9月3日から県内にある認可外保育施設の情報をホームページで公開しています。

【アドレス】

http://www.pref.saitama.jp/A04/BM00/ninkagai/hyoushi.htm

これに伴い市では、市内にある家庭保育室・ベビーホテル・その他の認可外保育施設の情報を提供を始めました。

施設名・住所・電話番号・児童数・保育従事者の状況・施設の内容・保育の内容など、各施設から提出された施設調書を、市役所1階・児童福祉課で閲覧できますので、ご利用ください。

問い合わせ

児童福祉課 ☎98-0124

所沢総合食品地方卸売市場ご利用のお知らせ

所沢総合食品地方卸売市場は、毎月第2・4土曜日/午前9時～正午に一般の皆さんもご利用できます。

10月の臨時休市

10月30日(水)・24日(水)

問い合わせ 埼玉西部食品流通センター ☎98-11118

所沢市下水道排水設備指定工事店の指定

平成13年9月1日付けで、次の工事店を所沢市下水道排水設備指定工事店に指定しました。

【事業者名等】

●(有)マコト設備工業(西所沢1-17-8/☎925578/代表者・仲真)

●(有)杉田(西新井町21-16/☎93-0000/代表者・杉田 弘) 問い合わせ 下水道総務課 ☎98-02133

国民年金保険料の免除制度

経済的な理由などで、どうしても保険料が納められない時は、納付が免除される制度があります。免除制度には、次の2種類があります。

●一般免除制度：所得が低く納付が困難な場合。

●学生納付特例制度：学校教育法に規定されている学校の学生で、本人の所得が一定以下の場合。

ただし夜間・通信制・海外の大学は除きます。

免除制度を希望する方は、国民年金課または各出張所に備え付けの免除用紙に記入・押印し、提出してください。学生納付特例制度を申請希望の方は学生証(コピー可)を確認させていただきます。

一般免除制度は、社会保険事務所で世帯全員の所得や現在の生活状況などの審査が行われます。

「納められないから…」と未納にしておかず、国民年金課へご相談ください。

●免除制度を受ける期間は、申請日の前月からその年度末となります。引き続き免除制度を希望する場合は、申請書は毎年度提出していただきます。

問い合わせ 国民年金課 ☎98-0005

技能功労者を表彰します

表彰にあたって、市民の皆さんからの推薦をお願いします。

対象 次の①～③すべてに該当する方

①5年以上継続して市内に居住している

②30年以上の実務経験を有する優れた技能者で、現在もその職業に従事している

③技能を通じて市民生活の向上に貢献し、技能者の福祉の増進およびその職業の発展に寄与している

①業種につき1人の推薦を限度とします。郵送の場合は、10月5日(金)の消

印有効です。受け付け・問い合わせ 10月5日(金)までに市役所7階・商工課にある推薦書に必要事項を記入し、商工課(〒359-8501・並木1-1-1/☎98-9155)へ提出(郵送可)

市税の休日納税窓口を開設します

市税が休日にも納税できます。平日に時間がとれない方はご利用ください。

なお、電話による納税相談も受け付けます。

とき 9月30日(日)/午前8時30分～午後5時

ところ 市役所2階・収税課

内容 個人の市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ 収税課 ☎98-9073

事業所・企業統計調査にご協力を!

10月1日、全国一斉に事業所・企業統計調査が行われます。

この調査は、国や都道府県・市区町村がこれからの行政を考へていくための基礎資料となるものです。店舗や工場、会社など、あらゆる種類の事業所が対象となります。

9月下旬から調査員が各事業所に伺いますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ 総務課 ☎98-9043

児童手当制度のご案内

国の児童手当制度

義務教育就学前の児童を養育している方に手当が支給されます(所得制限あり)。

出生、転入等で新たに支給資格が生じた場合、児童手当を受給するには、「児童手当認定請求書」の提出が必要です。

また、現在手当を受給されている方で、新たに対象となる児童が増えたときは、「児童手当額改定

届」の提出が必要です。児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求・手当額改定届を提出した日の属する月の翌月分からです。手続きが遅れないようにしてください。

【手当月額】

第1子：5,000円
第2子：5,000円
第3子以降：10,000円

申請に必要なもの 印鑑・申請者名義の預金通帳(銀行名、支店名、口座番号の控えても可)

公務員の方は勤務先で申請してください。

市の児童手当制度 義務教育終了前の児童を4人以上養育している方(国の児童手当受給者を除く)に手当を支給します(所得制限なし)。

該当される方は、「所沢市児童手当認定請求書」の提出が必要です。所沢市児童手当の支給開始は認定請求書を提出した日の属する月からです。手続きが遅れないようにしてください。

手当月額 4人目の児童から1人につき3,000円

申請に必要なもの 印鑑・申請者名義の預金通帳(銀行名、支店名、口座番号の控えても可)

申請先・問い合わせ 市役所1階・児童福祉課 ☎98-9124

難病見舞金のお知らせ

市では、難病で療養中の方に対して、1年度に1回、3万円の見舞金を差し上げています。

対象 市内に住所を有し、県指定疾患医療給付実施要綱に基づく「指定疾患医療受給者証」の交付を受けている方

問い合わせ 都市整備課 ☎98-02000

無料相談会のお知らせ

①司法書士無料相談 法の日(10月1日)に伴い、登記・訴訟書類・成年後見などに関する相談をお受けします。

とき 10月4日(木)/午前10時～11時30分・午後1時～3時30分

納税はお済みですか?

国民健康保険税 (第3期)

▶納付は便利な口座振替で。
▶お申し込みは各金融機関・郵便局へ。

「利用」ください

マンション管理に関する相談・情報提供窓口を開設しました

市では、マンション管理に関する相談・情報提供の窓口を市役所5階・都市整備課に開設しました。

相談・情報提供の内容は次のとおりです。

●マンション管理適正化法に関すること

●マンション管理士試験に関すること

●マンション管理に関すること等

問い合わせ 都市整備課 ☎98-02000

所属の司法書士 問い合わせ 埼玉司法書士会所沢支部 ☎98-02000

洪水ハザードマップが完成しました

所沢市・川越市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・上福岡市・大井町・三芳町の10市2町および埼玉県で組織している「荒川広域洪水ハザードマップ等策定検討委員会」では、広域の浸水予想区域を検討してきました。この検討結果をもとに、このたび所沢地域の洪水ハザードマップが完成しました。

このマップは、所沢市内を流れる柳瀬川、東川、砂川堀、不老川について100年に1度の確率の洪水予想(シミュレーション)を行い、浸水区域と避難先を示し、万が一の場合に備えて市民が安全に避難し、人的被害を最小限に食い止めることを目的として作成したものです。

洪水ハザードマップは、市内各公民館・出張所等に掲示しますので、避難先等の確認をお願いします。

問い合わせ 河川治水課 ☎98-9375

障害者雇用相談室を開催します

ハローワーク所沢(所沢公共職業安定所)では、障害者の雇用促進を図るため、所沢安定所管内とその近郊にお住まいの障害者の方を対象に、事業主の方と一堂に会し、面接相談等を行う「障害者雇用相談室」を開催します。

とき 10月15日(月)/午後1時～4時

ところ 市民文化センターミューズ・展示室

申し込み・問い合わせ ハローワーク所沢2番窓口(並木6-1-3/☎98-8009)へ申し込み

心身に障害のある児童の保育園入園相談を行います

平成14年度の保育園入園申請を予定し、心身に何らかの障害や言葉の遅れなどがあるため、保育上、細かな配慮を必要とするお子さんのための混合保育(障害児保育)を希望される方の入園相談を行います。

申し込み・問い合わせ 9月28日(金)までに児童福祉課(☎98-9124)へ申し込み

エコと伝言板 第17回 『家電リサイクル法』情報 家電4品目の現況報告!

平成13年4月1日から家電リサイクル法が施行され、市民の皆さんのご理解により円滑な運用が図られています。

最新情報として、法施行後の状況についてお知らせします。

所沢市協力店による家電4品目の引き取り状況

市民の皆さんがなくなった家電4品目を処分する際には、購入した家電小売店等に引き取りが義務づけられていますが、「以前に購入したお店が遠い、または分からない」場合について、市では、市内協力店の皆さんにご協力をいただき引き取りを行っています。

協力店については、広報3月20日号「号外」をご覧ください。清掃総務課にお問い合わせください。

■協力店の月別家電4品目引き取り台数

月	冷蔵庫	エアコン	洗濯機	テレビ	合計
4月	33台	24台	29台	31台	117台
5月	41台	21台	27台	38台	127台
6月	30台	37台	28台	40台	135台
7月	34台	34台	29台	47台	144台
合計	138台	116台	113台	156台	523台

○引き取り台数は、買い替え時等を除いた台数です。

法施行後の家電4品目の不法投棄の状況

家電リサイクル法の施行により、排出者（市民の皆さん）に、家電メーカーの行うリサイクル費用と家電小売店等が行う収集・運搬費用の負担が求められ、不法投棄の増加が懸念されていましたが、法施行後の家電4品目の不法投棄の状況は下記のとおりです。

■家電4品目月別不法投棄台数

月	冷蔵庫	エアコン	洗濯機	テレビ	合計
4月	6台	4台	2台	23台	35台
5月	8台	11台	6台	30台	55台
6月	11台	2台	4台	15台	32台
7月	7台	4台	5台	12台	28台
合計	32台	21台	17台	80台	150台

■場所別の不法投棄割合

場所	割合	場所	割合	場所	割合
山林	28.7%	畑	2.0%	持ち込み	4.0%
路上	24.7%	集積所	6.7%	その他	33.9%

○その他は、河川敷等です。

市では、不法投棄多発地点での不法投棄物の撤去およびパトロールなどを実施し、不法投棄の防止に努めていますが、依然として後を絶ちません。不法投棄は違法行為で、法律によって罰せられます。

家電リサイクル法の趣旨とリサイクルの仕組みをご理解いただき、不適正処理の根絶にご協力をお願いします。

問い合わせ 清掃総務課 (☎998-9146)

水漏れの修繕 10月の休日受付当番

所沢市水道部 ☎921-1100

日(曜日)	当番	電話番号
6日(土)	(有) 水村設備工業	948-4455
7日(日)	(有) 東邦設備工業所	944-3880
8日(祝)	協立管工	昼 948-5515 夜 924-0337
13日(土)	小寺水道工業(有)	944-0906
14日(日)	(株) 糟谷設備工業所	昼 923-8888 夜 923-8349
20日(土)	(有) 興伸設備	942-4907
21日(日)	(有) 本田技管	948-1300
27日(土)	(有) 須田設備	昼 922-7022 夜 922-0981
28日(日)	(有) 中村水道工事店	昼 992-0981 夜 992-0980

水道部では24時間体制で水漏れにあたっていきます。修繕は、所沢市指定給水装置工事業者が行い、費用は依頼主の負担となります。10月の休日受付当番は次のとおりです。

参加 しませんか

所沢市民フェスティバル
当日スタッフを募集します

秋の一大イベント「所沢市民フェスティバル」は、今年も所沢航空記念公園を会場に開催(10月27日(土)・28日(日))します。

所沢市民フェスティバル実行委員会は、フェスティバル当日の運営や各コーナーの手伝いをしてくださるスタッフを募集します。

応募資格 となだでも可
募集期間 9月28日(金)まで

【応募方法】
はがき・FAXで応募の場合：
①名前(ふりがな) ②郵便番号 ③住所④電話番号⑤参加可能日(どちらか1日のみでも可)を明記し、同実行委員会事務局へ送付

▼応募用紙の場合：同実行委員会事務局に備え付けの申し込み用紙に記入の上、窓口へ提出

募集 します

国立秩父学園附属
保護指導職員養成所
平成14年度養成部生徒募集

対象 将来、知的障害関係の福祉分野で仕事をしたい方で、4年生大学を卒業(卒業見込みを含む)した方、または保育士の資格を有する(取得見込みを含む)方

修業年限 平成14年4月～15年3月
入学金 5万円
授業料 年額11万4,000円
◎宿舎制です(特例有り)。

▼応募先・問い合わせ 国立秩父学園附属保護指導職員養成所(北原町860/☎992-4137)

ご利用ください!

テレホンガイド ところざわ

0120-432-834

市のおもな事業の概要をご案内しています。

問い合わせ
広報広聴課 (☎998-9024)

特別養護老人ホーム「飛鳥野の里」のスタッフを募集します

平成14年4月に新しくオープンする特別養護老人ホーム「飛鳥野の里」(神米金505)のスタッフを募集します。

■介護スタッフ(正規職員) 募集人員 20人
勤務形態 シフト勤務(夜勤あり)
応募資格 普通運転免許(AT可)を有する方

■看護スタッフ(正規職員) 募集人員 若干名
勤務形態 日勤
応募資格 次のすべての要件を満たす方

①介護支援専門員の資格を有する方
②普通運転免許(AT可)を有する方
③市民文化センター・ミューズ・中ホール

◎該当者には案内状を送付しました。未着の方はご連絡ください。

問い合わせ 福祉総務課 (☎998-9113)

開催 します

所沢市戦没者追悼式

とき 9月28日(金)午前10時～
ところ 市民文化センター・ミューズ・中ホール

◎該当者には案内状を送付しました。未着の方はご連絡ください。

問い合わせ 福祉総務課 (☎998-9113)

臨時職員を募集します

募集人員 2人(内1人は事務職) 応募資格 次のすべての要件を満たす方(事務職は除く)
①保健婦(士)または看護婦(士)の資格を有する方
②50歳未満の方
③在宅介護支援センターの業務経験あるいは理解を有する方
④普通運転免許を有する方

麻薬・覚せい剤 乱用防止運動埼玉大会
とき 11月2日(金)午後6時～8時30分(終了予定)
ところ さいたまスーパーアリーナ(さいたま市上落合2-27)

【出演】

とき 10月25日(木)
ところ 浜離宮庭園、江戸東京博物館

交通 観光バスで送迎
◎リフト付バスは運行しません。

内容 庭園散策と博物館の見学
対象 市内在住で身体障害者手帳をお持ちの方

定員 ▼下肢不自由者：申し込み

新しい成年後見制度 第1回市民説明会

〜成年後見制度ってどんな制度?〜

市では、新しい成年後見制度とはどんな制度なのか、どんな時にこの制度を利用したらよいかなど、制度の内容を市民の皆さんに知っていただくため、第1回市民説明会を開催します。皆さんのご来場をお待ちしています。

とき 10月6日(土)午後2時～4時
ところ 松井公民館

テーマ 成年後見制度のあらましとその手続き

講師 弁護士・松本弥生さん(埼玉弁護士会川越支部)
問い合わせ 福祉総務課 (☎998-9113)

み先着45人▼重度視力障害者：申し込み先着45人
○付き添いが必要な方は、1人まで可。
申し込み・問い合わせ 10月4日(木)までに障害福祉課 (☎998-9116・FAX998-1147)へ申し込み